

清水町下水道使用料等審議会

第2回審議会 会議録

と き：令和6年4月22日（月）

ところ：清水町役場4階 第1会議室

事務局から審議内容の説明後、次のような質疑・応答がありました。

委員	(議題 清水町下水道使用料の改定等について (1) 下水道使用料の基本的な考え方について) レジュメの「3 下水道使用料以外の主な財源」のところで、一般会計繰出基準とありますが、これはどのような基準でしょうか。
事務局	一般会計繰出基準につきましては、毎年4月1日に国から発出されるもので、この中に下水道事業に関する基準がいくつか記載されております。 主なものを申し上げますと、1つは「雨水処理に要する経費」であり、レジュメにあります「他会計負担金」に該当するものであります。下水道事業につきましては、国が定めた経費負担の原則として、『雨水公費・汚水私費』という考え方があります。雨水は「雨水（あまみず）」であり、当然、空から降ってきますので、その水を処理するに当たって皆様にご負担をいただくのは適当ではありません。したがって、雨水処理については公費を充てるべきとされております。一方で、汚水については皆様がお使いになって出されたものですので、その処理に当たっては皆様のご負担をお願いしますというものです。これが『雨水公費・汚水私費』の考え方になります。そして、清水町におきましては、開発行為に伴って帰属を受けた調整池の水を圧送する雨水ポンプがあり、その維持管理費と、維持管理を行っている下水道業務係職員の人件費の一部を、一般会計で負担しております。 そのほか、整備した管渠や設備等の財源として借り入れた企業債について、国からの指示等で特例的に行った整備に関するものについては、その元利償還金の全部又は一部が、地方交付税の基準財政需要額に算入されており、一般会計で地方交付税が算定されておりますので、相当額を繰り入れているものであります。そのほか、雨水にも関係しますが、例えば水道水の検針水量が100 m³しかないのに、汚水としての排水量が150 m³であった場合に、この水量の差となる50 m³を「不明水」と言っておりますが、おそらく雨水であろう不明水については、その処理に要する経費の相当額を、また、水質検査に要する経費なども、基準に基づくものとして一般会計から繰り入れております。 なお、ただいま申し上げたものは主なものになりますが、他にもいくつかの基準に基づきまして、一般会計から繰り入れているものであります。
委員	その基準に基づかない繰入れは、してはいけないのでしょうか？
事務局	厳密に申し上げますと、基本的にはできないということになります。しかしながら、実際は基準外繰入をしなければ毎年、多額の赤字となってしまいますので、町財政当局をお願いをして、総額5億円を限度として一般会計から繰入金をいただいている状況です。 先ほどからお話のある12%程度の基準外というのは、経費回収率を算定する上での数字上の基準外割合であります。この多額の基準外繰入れを、できれば1,000万円でも減らせないかというのが、今回の使用料改定を検討する上での課題になります。

委 員	長泉町は基準外を多く入れているということだったが、市町によって任意ということなのでしょうか？そういった基準に従わないことでのペナルティとか、縛りみたいなものはないのでしょうか？
事務局	実際、静岡県内で経費回収率が100%を超えているのは熱海市くらいで、もう1団体あったような気がします。ですから、ほとんどの市町が基準外繰入をしていることになります。そして、「基準外繰入による縛りがあるか」と言われますと、こちらも特に直接的なペナルティがあるわけではありません。ただし、この経費回収率を少しずつでも改善していくというロードマップを、経営戦略の中に位置付けて、その取組を実行していかなければならないという縛りはありまして、それを実行していない場合には、整備費の方の財源となる国庫補助金が受けられないということがあります。したがって、基準外繰入をしていることで、直ちに何かの縛りを受けるというものではありません。
事務局	町民の皆様から見ますと、町の税金を道路整備、教育、福祉、職員の人件費等、いろいろなものに使っており、下水道も、国民健康保険も、町として使うお金は同じではないかという受け止め方があるかと思いますが、下水道は、ひとつの公営企業として、独立採算で事業を運営すべきという原則があります。それは、全ての町民が下水道を使っていない、受益者でないからであり、そのような中で、基準に基づいて一般会計から繰り入れております。基本的には、基準内の繰入れの中でやりくりをしなければならないと思います。 しかしながら、長泉町のような財政的に余力のある自治体では、いろいろな事業に使った上で、首長の政策によって、余力のある財源を他に使うことができます。そのような中で、本来は使っている方が負担すべきものを、普及していない地域の方には申し訳ないけれども、町として下水道事業の経費を賄おうということができるので、単純に使用料が低い・高いという話になってしまいます。
委 員	長泉町は、国からの補助は受けていないのでしょうか？
事務局	まったくゼロではありません。
委 員	今までの話だと、もう、町が一所懸命やっているよというだけの話にしかならない。町民が喜ぶために、財源を増やすために、町は何を考えていかなければならないのか。そういったことを話すなら分かるが、このような資料や数字をたくさん出してもらっても、全然意味が分からない。税収を増やすために、協力してやっていこうということであれば、商工会も会員に呼び掛けていくし、この事業だけで考えてしまうと、ただ単に頑張っていますで終わりのような気がします。下水道を使っている人にとってみたら、もっと使用料を安くするにはどうしたらいいかという話になってくれば、委員会の議論ももっと良くなるような気がします。
事務局	ありがとうございます。おっしゃるとおりで、お気持ちはよく分かりますが、それについては町全体の政策というか、まちづくりのお話になりますので…。

委 員	全部が一緒ではないでしょうか。いろいろなものがたくさんある中で、全部が一緒に協力して初めて町になっていくのではないかと思います。
事務局	下水道事業そのものが、収益を上げようとか儲けようといった事業ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。
委 員	かかる費用は、整備していけば住んでいる人にとっては残るものだから、いいのだけれども、住んでいる人を満足させるためには、使いやすくしていくというのが条件ではないでしょうか。そのためには、町が一つになって、目標をもって、どのようなことを努力すれば安くなるというようなことがないと、5年後の審議会も同じ議論することになるような気がします。
事務局	必要経費がこれだけかかり、年々値上がっていく中で、皆様からいただく使用料は改定しない限り決まっているので、赤字になってしまう部分をどうするかという議論なのですが、それを、まちづくりの中で、一般会計や何かから補填できるのであれば、皆様方の使用料に跳ね返らないわけです。
委 員	現行使用料水準を維持するために、例えば企業をもっと誘致するとか、他の部門にまで求めていくことが、この事業をやっていくためには必要なことではないでしょうか。商工会として（この審議会に）参加していますので、町のために、税収を増やすにはどうしたらよいか、そのためには使いやすい土地を増やしてほしいとか、この委員会だけではなくて、もっといろいろな人達が和を広げて議論していったらよいのではないかと思います。 今回の議論は、使用料を上げなければならないということでのルールの中でやっていることなので、悪いということではありませんが、「下げるための努力を町はこのように考えているので、皆さん協力してください」という方が、町として先があるのかなと思います。
事務局	ありがとうございます。役場の中の部署部署における縦割りで大変申し訳ありませんが、地区懇談会など、そのようなまちづくりに関わるご意見を伺う場がありますので、その担当職員に申し伝えます。
委 員	基本使用料と従量使用料について、資料1を見ると、各市町でそれほど大きな差はありませんが、伊豆市だけ基本料金が7.5%と低くなっています。何の問題もないのでしょうか。もし、これを清水町に当てはめたらどうなるのでしょうか。 というのも、これから高齢者や収入の少ない方が増えてくる中で、このような料金体系であれば、そのような方の負担が少なくなるのではないかと思いますので、そのあたりの事情はお分かりでしょうか。
事務局	伊豆市については少し特殊で、水量に関係なく一律で基本料金を徴収している自治体になります。1か月当たりの基本料金が税込で352円であり、契約していれば、水を使っていなくても352円がかかり、なおかつ、使えば1㎡当たりいくらの料金が追加でかかりますので、基本料金割合が7.5%と低くなっております。他の自治体は、1か月当たり10㎡、2か月当たり20㎡でいくらといった基本水量使用料制を採用

委員	しておりますので、概ね基本料金割合が 30%から 40%となっております。
事務局	伊豆市のような料金体系は、清水町では当てはめられないでしょうか。
委員	清水町では、下水道事業の開始以来、このような料金体系を採用したことがありませんので、このような料金体系のシミュレーションもしたことがないというのが実のところだと思います。しかしながら、全国的にみても、伊豆市のような料金体系は一般的ではありません。
委員	自治体によって、このように基本料金割合が異なっていること自体、そもそもおかしいことではないでしょうか。国の指針で決めるべきものではないでしょうか。だから、自治体によって高い・安いという話になるのだと思います。国の方で、統一した料金体系はできないものなのでしょうか。
事務局	確かに、国の方で、みんな一緒にはできないものなのでしょうか。
委員	今回、この場で議論しているのは下水道使用料であり、水道料金も同じように料金改定の議論があります。東京は高い、沼津市は安いなど、いろいろお話も聞きますが、私たち地域には富士山があり、柿田川が水源となって、おいしい水が豊富にあります。水源のないところは、遠くのダムから引いてきたり、飲料水を確保するのに投資が必要になります。国が一律で整備し管理すれば、そのようなことも可能ですが、実際は各自治体が施設を整備し管理し、サービスを行っておりますので、全国でそれぞれの体系になっております。
事務局	上水道の場合は、水源の確保という観点で異なりますので、自治体によって体系が違うのは分かりますが、下水道は使った汚水の処理ですので、国は無理でも、静岡県で統一ということはできないでしょうか。
事務局	既に説明しておりますが、本町におきましては、狩野川以南の左岸処理区は沼津市の南部浄化センターで、狩野川以北の西部処理区は県の狩野川西部浄化センターで処理をしており、広域で処理を行っておりますが、料金については沼津市、三島市、裾野市、長泉町が統一の料金体系をとっているわけではありません。もし、統一料金にすることになりますと、現状、高いところは安くなり、逆に安いところは高くなるといった問題も生じてきます。ただ広域化については、現在、推進すべき全国的な課題として議論されております。
	下水道料金が統一にできない理由のひとつに、下水道事業における整備の進捗率の差があります。東京のように、計画区域の全域が既に整備されているような状況であれば、例えば処理場等の経費をすべての人で負担できますので、1人当たりの負担額は安くなりますが、整備が進んでいない地域では、接続している一部の人だけで負担しなければなりませんので、当然、1人当たりの負担額は高くなります。
	接続戸数が増えれば、その分使用料収入も増えますので、原則的には汚水処理費が増える分を増える使用料収入で賄っていなければおかしいというのが、基本的な考え方になります。しかしながら、値上げをしていかなければならない状況があるという

	ことは、たとえば他の経費が値上がりしたとか、新たな経常的経費が発生したとか、そのような外的な要因があるということをご理解いただきたいと思います。 したがって、かつての電電公社や国鉄などのように、国で運営していれば統一料金も可能ですが、下水道事業は自治体ごとに独立採算での運営が原則となっておりますので、統一料金が難しいということになります。
委 員	ということは、住む人が増えなければ、ずっと値上がりしていくということになるのでしょうか。
事務局	本町の人口普及率は、令和4年度末で76.4%になります。これは、本町の全人口に対する普及率であり、まだ町民の約4分の1の方は下水道が使えない地域に住んでいる、つまり整備が終わっていない地域に住んでいるということになります。ですから、もし人口が今と同じと仮定した場合、25%程度は下水道使用者が増える可能性があります。
委 員	前に、久米田の借家が何軒かあるところで、下水道を入れてほしいが、計画に入っていないから下水道が通らないと聞いたことがあります。
事務局	下水道事業は、市街化区域から先に整備を行っております。久米田は、市街化区域と市街化調整区域がありますので、ちょうどその境にある市街化調整区域側の方については、その当時、接続希望者は自己負担で整備をしてもらっている状況がありました。しかしながら、冒頭でも申し上げましたが、この令和6年3月に計画区域に編入し、令和6年度からは市街化調整区域の既設のお宅についても、公費で下水道を整備することができるようになりました。
委 員	では、今後は町で整備してもらえるのでしょうか。
事務局	久米田だけでなく、町内全域の市街化調整区域内の既設住宅について、公費で下水道の整備が可能となっておりますので、むしろ積極的に整備を進めていきたいと考えております。
委 員	都市計画の関係では、市街化調整区域を宅地にしていくと聞いていますが...
事務局	玉川卸団地線の整備に関するお話ですが、組合施行による土地区画整理事業を行い、現在の市街化調整区域を市街化区域に編入するものであります。
委 員	そのように宅地になった場合には、下水道整備も行うということでしょうか。
事務局	もちろん、そのようになります。
委 員	全部、家が建った場合、どれくらい人口が増える見込みでしょうか。
事務局	現時点では何とも言えません。

委 員	そういう意味でも、今後、資金は必要になるということで、シミュレーションにはその投資経費も含まれているのでしょうか。
事務局	先ほども申し上げましたが、下水道事業は、都市計画税をいただいている市街化区域から優先して整備を進めております。市街化区域では、外原地区が下水道未整備地区となっておりますので、現在は外原地区を重点的に整備しております。市街化調整区域については、その後の整備となります。また玉川卸団地線周辺につきましても、土地区画整理事業の進捗によって、決定すれば整備していくこととなりますので、今後、投資財政計画に含めていきます。
委 員	接続できるにもかかわらず、接続率を下げている方々のパーセンテージはどの程度でしょうか。
事務局	本町の場合、供用開始の告示を毎年3月31日に行っております。また、国が定めている接続率の計算基準日も毎年3月31日になります。したがって、接続率の算定上、接続できる地域の分母が大きくなった状況で、その年に新たに接続可能となった分子はゼロであるため、接続率はどうしても年々減少傾向となってしまいます。最新の令和4年度末時点では、89%程度の接続率となります。 全体としては、町民の76.4%の人が接続できる環境にあり、そのうち89%程度の人が実際に下水道へ接続している人ということになります。
委 員	その数字のロジックは理解できましたが、いわゆる「接続したくない」と考えている人はどの程度いるのでしょうか。
事務局	接続したくない人の統計はとっておりません。逆に、私どもは少しずつでも接続率を上げていくために努めていかなければならないと思っております。 また、まさに委員からのご意見に対する回答にもなりますが、まずは使っている人が増えなければ安くなりません。76.4%の人口普及率をいかに早く100%に近づけていくか、それが下水道整備を行う工務側の責務であり、業務としては、使えるようになった地域の方々がどれだけ接続してくれるか、接続率をいかに早く100%に近づけるかが必要な努めであります。 そのような中、ご提出いただきました経営状況等の評価シートの中で、事業の周知・広報という項目の指標を設けさせていただきましたが、委員の皆様からは「足りない」「改善の余地がある」とのご意見をいただいております。そのようなことも踏まえまして、まずは下水道事業を町民の皆様知っていただくことが必要かと思えます。みどりまつり際には「下水道展」を開催しPRに努めておりますが、まだまだ足りないことは承知しておりますので、今後、接続率を上げていくための様々な取組を行ってまいりたいと考えております。
委 員	浄化槽使用と下水道使用の比較表みたいなものがあって、「災害時の事も含めて、下水道の方が明らかに良いよ」みたいなものがあるとよいのではないのでしょうか。 ちなみに、集合住宅と一軒家では、基本使用料は同じでしょうか。
事務局	同じです。

委 員	76.4%が接続可能で、うち 11%程度が接続していない状況は毎年同じ状況でしょうか。それとも、いろいろな取組や努力、お願いによって減っているのでしょうか。
事務局	毎年接続率が算定された3月31日以降、そこから接続工事が始まっていきますので、未接続の世帯は減っていきます。そして、接続したくないという方の声は、私個人的には聞いたことはありません。むしろ、早く接続したいという声の方が大きいと思います。現状で接続していない方というのは、前回の審議会でも申し上げましたが、単身高齢者の方や、近々建替えを計画しているといったような方が大半であります。そうでない方には、引き続き接続をお願いしている状況です。
委 員	確かに、単身高齢者に数十万円の工事をさせるのも難しいとは思いますが。
委 員	基本使用料と従量使用料の議論で、基本使用料を高くして、その分従量使用料を安くすれば、企業の方々が清水町に来やすくなるのではないのでしょうか。福祉の立場からすると負担は大きいですが、そのような方々への支援は一般会計の方で行っていただければいいと思います。
事務局	基本使用料と従量使用料のメリット・デメリットについては、資料のとおりであります。 この審議会を開催するに当たり、委員を商工会様からご推薦いただいている理由も、まさにそのことが関係しております。基本料金割合が高ければ、単身世帯の方々にとってみれば不公平感があると思います。逆に従量料金割合が高ければ、たくさん使う企業の方々には大きなご負担を強いることになってしまいます。ですから、そのバランスが重要になります。そのようなこともあり、それぞれのお立場でご審議いただくために、皆様にご出席をいただいております。 言い方を変えますと、委員がおっしゃるとおり、企業誘致を第一に考えているのであれば基本料金割合を高くする、住民の移住定住を第一に考えているのであれば基本料金割合を低くするという政策的な考え方もできると思います。 しかしながら、原則としては固定費部分を基本料金で、変動費部分を従量料金でという考え方がありますので、こちらを著しく乖離するような設定は、説明が難しいと考えており、やはりバランスが重要ではないかと考えております。
委 員	資料1では、富士市が未回答となっているのが非常に残念です。富士市は大企業が多いので、実態がどうなのか知りたいところです。伊豆市は逆に、大口の企業が少なく、高齢者向けの料金設定になっているのかと思うところもあります。
事務局	確かに富士市は大口の企業が多いので、水道は井戸水を使っているにしても、汚水の排出はしていますので、従量料金割合が低くなっていると思われます。
委 員	固定と変動の議論がありましたが、やはり町がどの方向に向かっているのか、それがはっきりすれば、料金設定も方向性が決まってくると思います。今のところ、町がどの方向に進んでいきたいのか、何もないので、料金の話もなかなか決めるのが難しいのではないのでしょうか。我々商工会としては、仲間を増やしたいのが本音であり、道路が1本通るのであれば、その周辺をどうするのか、早く情報提供してほしいし、

委 員	企業が進出するときには、下水道も含めて、すべて整っている状態であってほしい。 一主婦として、電気、ガスが値上がりしている中で、水道料金も７月と１月に値上がります。そして、ついに来たかとばかりに下水道もここで値上げをしなければならぬ状況になっているのかと思います。とにかく、いろいろな物価が値上がりしている状況の中で、下水道事業は特にポンプを使っていますので、電気代については相当上がっているのではないのでしょうか。また、整備するに当たっても、管などの材料の価格が上がっていると思いますし、地盤の状態によっても工事費がかかるでしょう。そのような意味では、清水町はまだいい方ではないかと思います。 そのようなことを踏まえると、このような時代の中では、値上げもやむを得ないのではないのでしょうか。ただ、一気に上げるのではなく、なるべく町民の皆さんに負担がないようにしたいし、また期間を置かず早めに見直しの時期を設けて、検討していくことが必要ではないかと思います。
------------	---

	(議題 清水町下水道使用料の改定等について (2) 投資財政計画 (シミュレーション) について)
委 員	「なぜ値上げをしなければならないのか」という説明を町民の皆さんにするに当たって、赤字になると具体的にどのような支障があるのでしょうか。別に赤字でも良いのではないのでしょうか。利用者にとってみれば安いに越したことはなく、むしろ値下げしてもらいたいのが本音です。赤字になったら何がダメなのかを具体的に説明する必要があると思いますが、いかがでしょうか。
委 員	清水町の下水道事業が経営難で破綻します。サービスが提供できなくなります。だから、下水道料金をこれだけ値上げします。その理由は、シンプルに何でしょうか。
事務局	率直に、一言で言えば、一般会計にも負担をかけることになります。清水町の下水道会計は独立採算ですが、町全体では連結会計になります。そのような中で、下水道事業に累積赤字が積み上がっていきまると、健全化判断比率という別の指標で問題が生じることとなります。この指標は、北海道の夕張市が経営破綻したお話に関係するものでありますが、悪化すると、一般会計の事業が制限されます。例えば一般会計で学校の校舎の建替えを計画したとします。これには多額の事業費がかかりますので、財源として事業債の借入を併せて計画しますが、この借入には総務大臣との協議が必要で、同意を得て初めて借入が可能となります。指標が悪化しますと、まずは協議制が許可制になり、大臣の許可が下りなければ、事業そのものができなくなるという仕組みです。 つまり、下水道事業の赤字のせいで、一般会計で行う様々な事業ができなくなってしまうという状況が起こります。それだけではなく、そもそも事業として赤字経営がどうなのかという根本的な問題もあります。一時的、臨時的な経費の発生により、一か年だけ赤字が発生してしまった場合は、内部留保等で対応もできますが、毎年、累積的に赤字が積み上がっていくようでは、やはり事業経営として問題があります。
委 員	この表によれば、維持管理負担金が増えることが要因と考えてよろしいでしょうか。
事務局	お見込のとおりです。ただ、この維持管理負担金も、使用者が増えることで増えていく分については、基本的に増える使用料収入でペイできるはずですが、使用料収入の増加を超えるペースで負担金が増えていくので、値上げをしなければならないこととなります。もちろん、負担金が増えないように、関係自治体に働きかけをしていくことも承知しております。
事務局	先ほど担当から説明したことは、広い意味で、下水道事業にお金を回せば、一般会計で他の事業ができなくなるということにもなるわけですが、そもそも下水道事業だけで考えても、まだまだ整備が残っておりますので、赤字経営が続くようであれば、下水道整備のための借入でさえ、できなくなってしまう。そうなれば、先ほどからお話しております、使用者を増やすということに反する結果となってしまいます。

委 員	接続するための経費はいくらになりますでしょうか。
事務局	公共桝までの宅内の工事費は、接続するお施主様が負担することになりますが、その敷地の大きさや形状、建物の配置など、様々な要因によって異なります。30 万円程度で済む方から 100 万円を超える方もおります。
委 員	今の時点で、急激に人口が増えるとか、企業が増えるとか、そのような状況が見込めない中で、管の老朽化や耐震化という問題は、常に考えていかなければならないと思います。資料の中で、数字を見てもよく分かりませんが、やはり老朽化とか耐震化となれば、心に響くものがあります。そこに焦点を当てると、やはり、いざというときにお金がありませんでは、それを埋め合わせるために、加速して資金を確保するために、大きな値上げをしなければならないわけで、それが私たち子どもや、後の世代に大きな負担がいくとなれば、「赤字でも良い」というわけにはいかないと思います。普通の家庭も同じですが、もしもの時の備えは必要であり、値上げは赤字になってからではなく、赤字になる少し手前で、段階的に対策を講じておくやり方が妥当だと思っています。
委 員	一気に3%ではなく、例えば2～3年ごとに1%ずつ上げるようなことはできないでしょうか。
事務局	1%の値上げを行いますと、金額にして300万円程度の増収となります。しかしながら、料金改定を行うには、このような会議を開催する必要があります。また、皆様から正しく料金を徴収するために、料金システムの改修を行う必要があります。ほかにも、値上げのお知らせをするためのチラシの作成費や郵送料など、300万円の増収の裏で100万円以上の料金改定コストが発生することになります。これを毎年続けて5年間で5%値上げする場合、300万円から400万円のコストを余計に支出することになりますので、得策ではありません。だからといって、10年も20年も改定しないわけにもいきません。そのような中で、国が推奨しているのが4年から5年に一度という間隔で検証し、必要に応じて見直すということになります。
委 員	他の部署になりますが、私と主人で同じ住所なのに、同じものが役場からそれぞれ別の封筒で送られてくるようなこともあります。民生委員も、前は定例会の開催通知がハガキで送られてきましたが、経費削減で廃止されました。どこで、どういうところで経費削減をしていくか、役場の部署部署で考えていただくと、また違ってくるのではないかと思います。
事務局	ありがとうございます。ご指摘のとおりであります。通常経費削減や効率化は、我々にとっても課題でありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。郵便物の件につきましては、どのような内容のものか分かりませんが、一般的なお話として、例えば請求書や保険に関するものなど、いわゆる「親展」に該当するようなものは、たとえご家族であっても個人宛に送付しなければならないルールがありますので、それについてはご理解をいただきたいと思います。

事務局	委員からご意見のありました、今後の改築等の老朽化対策に要する経費につきまして、先ほどのシミュレーションの説明の中ではお話しませんでした、そのための財源が内部留保という形でシミュレーションの中にも含まれております。 それが、シミュレーションの中のちょうど真ん中のあたりにあります「損益勘定留保資金限度額」になります。実際、コストとして計上している減価償却費は、現金の支出がありません。また、その財源となっている長期前受金戻入につきましても、収入として計上しておりますが、実際に現金の収入はありません。したがって、この減価償却費と長期前受金戻入の差額は、損益勘定留保資金として現金が内部留保されているものになります。そして、この内部留保を、建設事業の資本的収支不足額に充てております。さらに、この不足額に充ててなお残っている損益勘定留保資金が、まさに将来、老朽化対策のために残している内部留保として貯蓄しているものになります。 この貯蓄している内部留保は、先ほど会長からご意見のあった「赤字でも良いのではないか」というご意見で、赤字が出たときに使うことはできます。しかしながら、赤字が続けば、改築どころか、それまで貯めた内部留保を吐き出してしまい、経営そのものが立ち行かなくなってしまうことになります。言い換えれば、老朽化対策等も含めて、いろいろな負担を将来に先送りすることになってしまうということで、ご理解をいただければと思います。
委 員	この状況からして、値上げをすることはやむを得ないと思いますので、値上げをする前提で議論しますが、資料５で、清水町の令和元年の改定では基本料金が 30.2%、超過旅金（従量料金）が 15.1%の改定を行っています。また直近の沼津市が基本料金で 4.0%、従量料金で 32.2%、三島市が基本料金、従量料金ともに 28.0%の改定を行っています。この資料３の清水町のシミュレーションでは、基本料金と従量料金のそれぞれの改定率をどのように設定していますでしょうか。
事務局	まず、基本料金と従量料金のそれぞれの改定率を決めるためには、全体でどの程度の増収が必要なのか、平均で何%の改定が必要かということを決める必要があります。今日の会議の中で、平均３%なのか、５%なのか、皆様からご意見をいただいた中で、基本料金と従量料金の改定率をシミュレーションし、次回の会議でご検討いただきたいと考えております。
委 員	おそらく、３%も４%も５%も、気持ち的にはあまり変わらないような気がするのですが、今、払っている金額に対して単純に３%であれば３%、５%であれば５%の増額になるのでしょうか。
事務局	そこが、先ほどのご質問にありました、基本料金部分と従量料金部分の改定率によって、変わってくるところになります。あくまでも平均改定率は、例えば令和５年度の使用料収入が３億円だった場合に、使用料収入を３億１,５００万円にするためには、いくら改定すればよいのかということであります。ですから、基本料金だけを３%値上げした場合、もともと基本料金部分しか使っていない使用者は３%の値上げになりますが、大口の利用者はそれより低い率の値上げということになります。逆に従量料金だけを３%値上げした場合、基本料金部分しか使っていない使用者は値上げなしとなりますが、大口の利用者はそれ以上の高い率の値上げということになります。

事務局	このようなシミュレーションの中で、どのような設定が一番良いのか、使用者の立場で考えれば、値上がり感の一番少ない設定が望ましいということになります。しかしながら、すべての使用者にとって値上がり感の少ない設定は、なかなか難しいと思いますので、そのような意味では、大口使用者側に有利な設定になるのか、一般使用者側に有利な設定になるのか、バランスが重要であり、どこで折り合いをつけていくかということが次回の議論になると思います。
委 員	値上げしないためにはどうしたらよいか、考えていたのですが、それには、やはり一般会計からの繰入れを増やすしかないのかなと思いました。繰入れそのものは今後もしていくわけなので、繰入金を増やして値上げしないというのはダメなのでしょうか。というのも、町民にとって「値上げ」に対する負担感がすごくあると思います。下水道は、いずれは町全域に整備されれば、生まれたときから死ぬまで、すべての町民が使う重要なライフラインでありますので、税金の使い方として、この下水道に投入するのは問題ないのではないかと思います。逆に、子育て世帯にばかり手厚い支援があって、その分の負担を高齢者がしているような仕組みの方がおかしいのではないのでしょうか。ですから、下水道のような生きるために必要な最低限のサービスは、公共サービスとして値上げしないで、付加価値のサービスの部分は削っていく。その方が、清水町としての特徴も出るし、建設的だと思います。
事務局	お話は分かりますが、現状で全町民の4分の1の方は、まだ接続できる環境にありませんので、そのような方々の税金の中から下水道事業分もご負担していただいていることについてご理解が得られれば、それも可能ですが、なかなかそうもいかないところではないでしょうか。
委 員	値上げをしないために、清水町も観光やふるさと納税等で税収を増やすための取組を他の部署の方々と協力して、少しでもお金を集められないでしょうか。
事務局	もちろん、税収を増やすための取組は必要であり、実際、担当する所管課も取り組んでおりますが、やはり、そこで増えた税収についても、その使い道については、例えば子育て支援なのか、道路整備なのか、いろいろとある中で、そもそも独立採算が原則の下水道事業に対して重点的に投入していくというのは、なかなか難しいことだと思います。
委 員	皆様から納めていただいた税収を何に使うか、アンケートのようなものはないのでしょうか。
事務局	皆様から納めていただいた税収を何に使っていくかという直接的なアンケートは実施しておりませんが、多目的にわたる町民アンケート等では、教育や福祉に使ってほしいという意見が大多数であり、下水道整備に使ってほしいというのはかなり少数ではないかと受け止めております。
委 員	次回、改定案を提示してもらったときにお願いがあります。水道使用料を考えると昔には、昔、親子4人の標準世帯を基準にするという考え方がありました。今はどうなっているか分かりませんが、高齢者になるべく負担にならない改定にしたいです。

委 員	ついては、親子4人でどれくらいの水量を使っているのか、単身高齢者はどの程度使っているのか、高齢者夫婦2人でどれくらい使っているのかを知りたいと思います。大変かもしれませんが、よろしくお願いします。
事務局	次回、改定案を議論していく中で、3%から5%というお話をしましたが、誰にとっても3%の方が良いに決まっています。しかしながら、3%の改定した場合には、近々赤字になってしまうことになり、一時的には一般会計に繰入れをお願いしながら、3年後にはまた、改めて改定の検討をお願いしていかなければなりません。そのようなことも踏まえまして、次回の検討事項についても、ご理解いただきたいと思います。
会 長	最後には、答申書という形で書面にするわけですが、その中では経営努力などの取組も盛り込んでいく方が良くと思いますので、ぜひ説明できるようにしておいてください。
事務局	この審議会が結審した後には、答申書を会長から町長に手渡していただきます。この答申書には付帯意見も記載しますので、今後、案をお示しさせていただきながら、最終案を検討していただきたいと考えております。
事務局	最後に事務局の方から、当局の考え方をご提案させていただきますが、やはり令和12年度までの黒字の確保と一般会計からの基準外繰入金削減のために、 (1) 平均改定率5%程度の増額改定 (2) 基本料金割合を長泉町並みの37%程度 (3) 端数処理を10円未満から1円未満へ変更 をお願いしたいと考えております。この3つの課題を勘案する中で、いかに値上がり感の少ない料金体系を設定することができるか、シミュレーションさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。